



公 告

建築基準法（昭和25年法律201号）第52条第1項第七号、第53条第1項第六号及び第56条第1項第一号並びに第二号ニの規定により、用途地域の指定のない区域内の建築物について建築形態規制値を追加及び変更をしたいので、次のとおり公告し当該規制値の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該規制値の案について、縦覧期間満了までにうるま市長に意見書を提出する事ができる。

令和元年8月13日

うるま市長 島袋俊夫



1. 追加する建築形態規制値の区域及び種類

- (1) 州崎B区域
- (2) 容積率、建ぺい率の上限
- (3) 建築物の各部分の高さ（道路斜線及び隣地斜線）

2. 一般基準区域から緩和基準区域への変更

- (1) 州崎A区域

3. 強化基準から一般基準への変更

東恩納区域	地滑り警戒区域の一部
-------	------------

4. 準一般基準区域から一般基準区域への変更

勝連城周辺区域	兼箇段区域	下原区域
---------	-------	------

5. 案の縦覧場所

(1) 庁舎関連

本庁（西棟）建築行政課	石川庁舎（石川出張所）
勝連地区公民館（勝連出張所）	与那城歴史民俗資料館（与那城出張所）

(2) 検討区域内自治会

具志川地区			
兼箇段自治会	江洲自治会	宮里自治会	喜仲自治会
上江洲自治会	大田自治会	川田自治会	塩屋自治会
豊原自治会	高江洲自治会	前原自治会	
石川地区		勝連地区	
東恩納自治会	曙自治会	南風原自治会	

6. 縦覧期間

令和元年8月13日から令和元年8月26日まで